

令和3年8月11日

関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会
事務局

LPガス販売事業所従事者保安教育講習会

(本島地区) 延期のお知らせ

みだしの件につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ開催延期とさせていただきます。

本島地区については、開催を12月へ変更致しますので、詳細について改めてご案内いたします。離島地区については、9月開催で予定しておりますので、まだお申込みされてない事業所につきましては、FAXにてお申込されますようお願い致します。

大変恐縮ではございますが感染拡大防止の観点から、関係事業所の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

LPガス販売事業所従事者保安教育講習会

●那覇・南部地区 8月18日・25日 (延期) ⇒

●中部地区 8月24日 (延期) ⇒

●北部地区 8月19日 (延期) ⇒

本島地区は全ての開催を12月へ延期
致します。

日時詳細は改めてご案内しますので、
再度FAX申込をお願い致します。

●宮古地区 8月13日 (延期) ⇒ 9月7日へ変更

●八重山地区 8月12日 (延期) ⇒ 9月22日へ変更

再案内

令和3年8月11日

LPガス販売事業所 各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会
部会長 島袋博文
(公印省略)

液化石油ガス法第18条の従事者保安教育として実施する講習会です。

LPガス販売事業所従事者保安教育講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして下記の通り液化石油ガス法第18条に基づくLPガス販売事業所従事者保安教育講習会を実施致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、関係事業所は積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

※高圧ガス容器を積載した車両で
来場した場合は受講出来ません!

1. 開催日程等

開催地区	開催日時	開催会場	定員
那覇・南部地区	本島地区は、 <u>全ての開催を12月へ延期</u> いたします。 日時詳細については、改めてご案内しますので 再度FAXにてお申込みされますようお願い申し上げます。		
那覇・南部地区			
中部地区			
北部地区			
宮古地区	令和3年9月7日 9:30~12:00 13:30~16:00	沖縄県宮古事務所(2階大会議室)	40名 40名
八重山地区	令和3年9月22日 9:30~12:00 13:30~16:00	沖縄県八重山事務所(2階大会議室)	40名 40名

2. 受講対象者 全従業員(代表者、業務主任者及び代理者は除く)

3. 講習内容
- ①沖縄県立入検査状況について
 - ②令和2年度以降に発生した事故について
 - ③最近のお客様相談内容について
 - ④沖縄県・国・全L協からの保安指導について
 - ⑤その他



4. 受講料 3,000円(受講料は当日会場にてお支払い下さい)

5. 持参するもの 筆記具

※各講習会場の定員を超える受講者が来た場合は調整させていただきますので、お手数ですが受講

者数を把握するため、希望の日程に受講者の人数を記入してFAX頂きますようお願い申し上げます。
 <今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため多数の受講者がいる場合、人数制限を行う場合がございますのでご了承ください>

令和3年度LP販売事業所従事者保安教育講習申込書

(FAX 098-858-9564)

開催地区 及び日時 (希望人数)	①那覇・南部地区	②中部地区	③北部地区	④宮古地区	⑤八重山地区	
	本島地区は全ての開催を12月へ延期致します。 詳細は改めてご案内します。			9/7 AM	9/7 PM	9/22 AM
事業所名	(会員事業所・一般事業所)					
連絡先	TEL () - FAX () -					

各講習会場地図

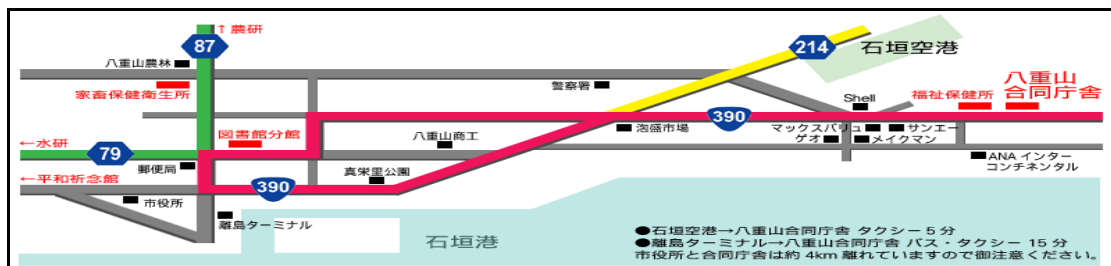
1. 宮古地区(沖縄県宮古事務所)

〒906-0012 宮古島市平良西里 1125



2. 八重山地区(沖縄県八重山事務所)

〒907-0002 石垣市真栄里 438-1



液化石油ガス法 第18条関係

保安教育について

液石法関係の運用及び解釈について（通達）

「**保安教育としては、**少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であることとして指導されたい。

商産第1159号
平成26年9月8日

一般社団法人
沖縄県高圧ガス保安協会
会長 渡口彦則 殿

沖縄県商工労働部
産業政策課長



液化石油ガス販売事業者における保安教育について（依頼）

平素から本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第18条では、販売事業者はLPガスの災害を防止するためにLPガスを取り扱う全ての従業者に対して、保安に必要な知識を身につけ、実践できるよう保安教育の義務化を規定しております。

沖縄県では、昨年度、一酸化炭素中毒による死亡事故が発生しており、保安業務及びそれを行う従業者に対する保安教育への取り組みが今後ますます重要となります。

つきましては、貴協会会員の皆様方に貴協会が開催する保安教育講習会への参加や自社での保安教育の計画的な実施を通じて、保安教育の徹底がより一層図られることを周知していただけるようお願い申し上げます。

受講・受検の際のお願い(重要)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習会、検定試験にご参加いただく皆様には、事前に次のことをお願い致します。

○講習会等の当日は、マスクを着用してきていただくとともに、咳エチケット、手洗いにご協力ください。

○講習会場や検定会場では、休憩時間などで他の参加者と密接な状態とならないよう、ご配慮ください。(食事中は会話を控え、食事終了後は速やかにマスクを着用下さい)

○次に該当する方は、講習会等に参加することができませんので、ご了承ください。

- ・発熱や咳・咽頭痛などの症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある方
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等に滞在した方

○講習会等の当日、ご自宅などからお出かけ前に検温を行い、発熱のないことをご確認ください。発熱がある場合は、参加を自粛くださいますようお願い致します。

※発熱を理由に欠席される場合は、講習会・検定試験の開始前までにご連絡ください。

○講習会場、検定会場では、主催者による検温を実施することがありますので、その際はご協力ください。主催者による検温の結果、発熱が認められるときは、受講・受検をお断りしますので、ご了承ください。

※受付等で検温を行うことがございますので、開始 20～30 分前までには会場においでください。

○講習会場、検定会場の入口又は受付付近に消毒用アルコールを設置しますので、手指の殺菌をお願いします。

○講習会等の参加後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた方は、主催者へ連絡をお願いします。

○必要に応じて、講習会等の参加者の皆様の個人情報、保健所等の公的機関に提出することがあります。

お問合せ：(一社)沖縄県高圧ガス保安協会 098-858-9562